

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
5月22日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 救急病院の認定 (医療政策課) 四
- 連携管理保全計画の認可 (三件) (農村整備課) 四
- 保安林指定の解除 (美祿市) (森林整備課) 四
- 解除予定保安林 (田布施町) (森林整備課) 四
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課) 五
- 公告
登録販売者試験の実施 (業務課) 五
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 六
- 公安委告示
客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない地域 六

山口県告示第二百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年五月二十二日から同年六月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公

衆の縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 UBE株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 UBE株式会社宇部ケミカル工場西地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法及び排水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

山口県告示第二百十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年五月二十二日

名称	所在地	山口県知事	村岡 嗣政
医療法人米沢記念桑陽病院	防府市車塚町三番二〇号	令和一、五、一六	
一般財団法人防府消化器病センター防府胃腸病院	駅南町一四番三三号	〃	〃

山口県告示第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の十一第一項の規定に基づき、連携管理保全計画を次のとおり認可した。

令和八年五月二十二日

土地改良区の名称	認可年月日	山口県知事	村岡 嗣政
防府市防府土地改良区	令和八、五、一四		

山口県告示第二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の十一第一項の規定に基づき、連携管理保全計画を次のとおり認可した。

令和八年五月二十二日

土地改良区の名称	認可年月日	山口県知事	村岡 嗣政
山口市榎野川東土地改良区	令和八、五、一四		

山口県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の十一第一項の規定に基づき、連携管理保全計画を次のとおり認可した。

令和八年五月二十二日

土地改良区の名称	認可年月日	山口県知事	村岡 嗣政
防府市佐野堰土地改良区	令和八、五、一四		

山口県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和八年五月二十二日

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美祢市東厚保町川東字岩ケ河内二九一二・字道願一一二二七・一一二二九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和八年五月二十二日

- 一 解除予定保安林の所在場所
山口県知事 村岡 嗣政

熊毛郡田布施町大字別府字条ヶ久保一〇〇七九の一・字石仏一〇〇九七の一・一〇九七の二・字水上一〇一四四・字隠山一〇一四四の一・大字麻郷字水神一一一五四の四・字高峰一一一七七(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的土砂の流出の防備

- 三 解除の理由
 鉱業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び田布施町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

山口交通安全協会	吉敷下東四丁目一七番一〇号 山口県山口警察署	平成三三、三、二七
山口交通安全協会阿東分室	阿東生雲西分二〇四四の警察署阿東幹部	平成一九、四、一

山口交通安全協会	吉敷下東四丁目一七番一〇号 山口県山口警察署	平成三三、三、二七
----------	---------------------------	-----------

萩交通安全協会 江崎分室	大字下田万一二五四の警察署 山口県萩警察署 江崎幹部交番	萩運転免許センター 大字樺三五三七の三
-----------------	------------------------------------	------------------------

を改める。



(一五二) 令和八年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和八年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

令和八年十月八日(木曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

- 山口市小郡令和一丁目一番一号 KDDI 維新ホール
- 山口市大内長野一〇七番地 やまぐちリフレッシュパーク
- 山口市秋穂二島一〇六二番地 Y M f g 維新セミナーパーク
- 山口市滝町一番一号 山口県庁職員ホール

三 受験願書の受付期間

令和八年六月二十九日(月曜日)から七月十日(金曜日)まで(郵送の場合は、七月十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票
(四) 百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)

六 受験手数料
一万四千七百四十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。
この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等
(一) 合格者の発表は、令和八年十一月十三日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部薬務課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他
(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇二〇)にすること。

(二五三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和八年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字上地
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市望町五丁目三番三二号
不動産情報センター株式会社



山口県公安委員会告示第十二号

山口県迷惑行為防止条例(平成十二年山口県条例第四十七号)第六条第三項の規定により、客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない地域を次のとおり定め、令和八年六月一日から施行する。

令和八年五月二十二日

山口県公安委員会

- 一 下関市細江町一丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目及び竹崎町三丁目の区域
- 二 宇部市新天町一丁目、新天町二丁目、松島町、相生町、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、新町、上町一丁目、上町二丁目及び西本町一丁目の区域
- 三 山口市泉都町、熊野町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目及び葵一丁目の区域
- 四 防府市緑町一丁目、天神一丁目、栄町一丁目、戎町一丁目、八王子一丁目及び車塚町の区域
- 五 岩国市麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町六丁目及び麻里布町七丁目の区域
- 六 周南市川端町一丁目、川端町二丁目、昭和通一丁目、昭和通二丁目、橋本町一丁目、橋本町二丁目、柳町、糶町一丁目、糶町二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、銀南街、銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、有楽町、本町一丁目、栄町一丁目及び栄町二丁目の区域

令和八年五月二十二日印刷
令和八年五月二十二日発行

発行人

山口県知事